

「化学物質のリスクアセスメント」支援のご案内

——中小企業の事業場を専門家が訪問します(無料)——

労働安全衛生法
が改正されました
(平成 28 年 6 月 1 日施行)

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者には、**化学物質のリスクアセスメント**を行うことが義務化されます。

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」では、無料で中小規模事業場に、専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と対策のアドバイスを行います。

- ❖ 中小企業の事業場を対象に専門家が訪問します(無料)
- ❖ 化学物質のリスクアセスメントの仕方を説明します
- ❖ 化学物質や化学品の危険性や有害性を調べる方法をご紹介します
- ❖ GHS ラベルや SDS の読み方をお教えします
- ❖ リスクアセスメント結果の内容を説明します
- ❖ リスクを低減するための対策をアドバイスいたします



- 化学物質のリスクアセスメントは、どのように行えばよいのですか…？
- 当社のような業種の会社も対象になるのですか…？
- どのような化学物質や化学品にラベルや SDS が必要になるのですか？
- 担当者が、化学に詳しくないので困っています…



| |
|--|
| (製品の特定名) △△△製品 ○○○○ |
| (絵表示)   (注意喚起語) 危険 |
| (危険有害性情報) ・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 |
| (注意書き) ・火気厳禁 ・防爆構造の器具を用いる … |

GHSラベル・SDSの電話相談窓口も開設しています

受付時間 平日 10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く)

電話番号 **050-5577-4862** / 03-6231-0133 / 03-6231-0851

メールでのご相談はこちらまで chemical@technohill.co.jp



平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3



F A X 送 信



〔ラベル・SDS 活用促進〕 事業場訪問支援 お申込書

FAX : 03-5642-6145 テクノヒル株式会社 化学物質管理部門 宛

下記の必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

| | |
|-------------|----------|
| 会社名 事業場名 | |
| ご所属 部署名 | |
| ご担当者名 | (フリガナ) |
| 住所 | 〒 ー |
| 電話番号 | |
| E-mail | |

- ◆FAX 受付後、こちらから参加申込確認のメールまたはお電話致します。
申込をされて1週間経ってもメールまたは電話連絡がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡下さるようお願い致します。
- ◆個人情報の取扱いについては、テクノヒル株式会社の個人情報保護基本規程等に基づき安全かつ適正に管理いたします。
- ◆テクノヒル株式会社から、お客様に本事業に関連する各種案内を送付させて頂く場合があります。

本件に関するご質問など、弊社事務局までお問い合わせください。

【事務局】

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3 サナリビル 4F

TEL: 050-5577-4862 / 03-6231-0133 / 03-6231-0851

FAX: 03-5642-6145

E-mail: chemical@technohill.co.jp

URL: <http://www.technohill.co.jp/>



テクノヒル株式会社